



# 埼玉県報

第 2 2 8 6 号  
平成 23 年 5 月 13 日  
金 曜 日

## 目 次

### 規則

- [へき地手当等に関する規則の一部を改正する規則\(教職員課\)](#)
- [埼玉県障害児就学支援委員会規則の一部を改正する規則\(特別支援教育課\)](#)

### 告示

- [特定非営利活動法人の設立に係る公告\(県央地域振興センター\)](#)
- [土壤汚染対策法の規定に基づく要措置区域の指定\(水環境課\)](#)
- [土壤汚染対策法の規定に基づく形質変更時要届出区域の指定\(水環境課\)](#)
- [大規模小売店舗の変更に関する公示\(商業・サービス産業支援課\)](#)
- [大規模小売店舗の変更に関する公示\(商業・サービス産業支援課\)](#)
- [大規模小売店舗の変更に関する公示\(商業・サービス産業支援課\)](#)
- [大規模小売店舗の変更に関する公示\(商業・サービス産業支援課\)](#)
- [大規模小売店舗の変更に関する公示\(商業・サービス産業支援課\)](#)
- [大規模小売店舗の変更に関する公示\(商業・サービス産業支援課\)](#)
- [大規模小売店舗の新設に関する公示\(商業・サービス産業支援課\)](#)
- [唐子南部土地改良区の役員就退任届\(東松山農林振興センター\)](#)
- [軽油引取税に係る特約業者の指定取消告示\(川越県税事務所\)](#)
- [県道蓮田杉戸線の供用の開始\(杉戸県土整備事務所\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(越谷建築安全センター\)](#)
- [裁決手続開始の決定\(収用委員会事務局\)](#)
- [裁決手続開始の決定\(収用委員会事務局\)](#)

# 規則

へき地手当等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年五月十三日

埼玉県教育委員会委員長 樋爪 龍太郎

埼玉県教育委員会規則第二十一号

へき地手当等に関する規則の一部を改正する規則

へき地手当等に関する規則（昭和四十六年埼玉県教育委員会規則第十一号）の一部を次のように改正する。

別表中	秩父郡東秩父村大字白石 九三六	秩父郡東秩父村立西小学校 白石分校	同
	秩父市大滝四〇五八	秩父市立大滝中学校	同

を

秩父市大滝四〇五八	秩父市立大滝中学校	同
-----------	-----------	---

に改める。

## 附則

この規則は、公布の日から施行する。

## 規 則

埼玉県障害児就学支援委員会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年五月十三日

埼玉県教育委員会委員長 樋 爪 龍太郎

### 埼玉県教育委員会規則第二十二号

埼玉県障害児就学支援委員会規則の一部を改正する規則

埼玉県障害児就学支援委員会規則（昭和五十四年埼玉県教育委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項に次の一号を加える。

四 保護者（親権を行う者及び未成年後見人をいう。）

附 則

この規則は、平成二十三年六月三日から施行する。

## 告 示

埼玉県告示第五百六十号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利活動法人を設立しようとする者から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、県民生活部NPO活動推進課及び埼玉県県央地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>））により縦覧に供する。

平成二十三年五月十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日  
平成二十三年五月九日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人ワーカーズコレクティブととて
- 三 代表者の氏名  
仲谷 まり
- 四 主たる事務所の所在地  
埼玉県北本市中央四丁目六十七北本生活館一階
- 五 定款に記載された目的  
この法人は、その近隣の地域住民に対し、地域の福祉拠点を創設し、地域で生活する為に必要な地域生活サポート事業を行うことで、自分たちで支えあう地域社会を目指し、住みやすく暖かなまちづくりと福祉の増進に寄与することを目的とする。

## 告 示

### 埼玉県告示第五百六十一号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第六条第一項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されており、当該汚染による人の健康に係る被害を防止するため当該汚染の除去等の措置を講ずることが必要な区域を次のとおり指定する。

平成二十三年五月十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

#### 一 要措置区域として指定する区域

別図のとおり（埼玉県朝霞市膝折町三丁目千六百九十二番四、千六百九十九番三の一部）

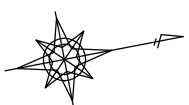
二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類

トリクロロエチレン

六価クロム化合物

#### 三 講ずべき指示措置

地下水の水質の測定



起点

10.8°

-10m

10m

20m

Y

X

1699-3

1692-4

-20m

-10m

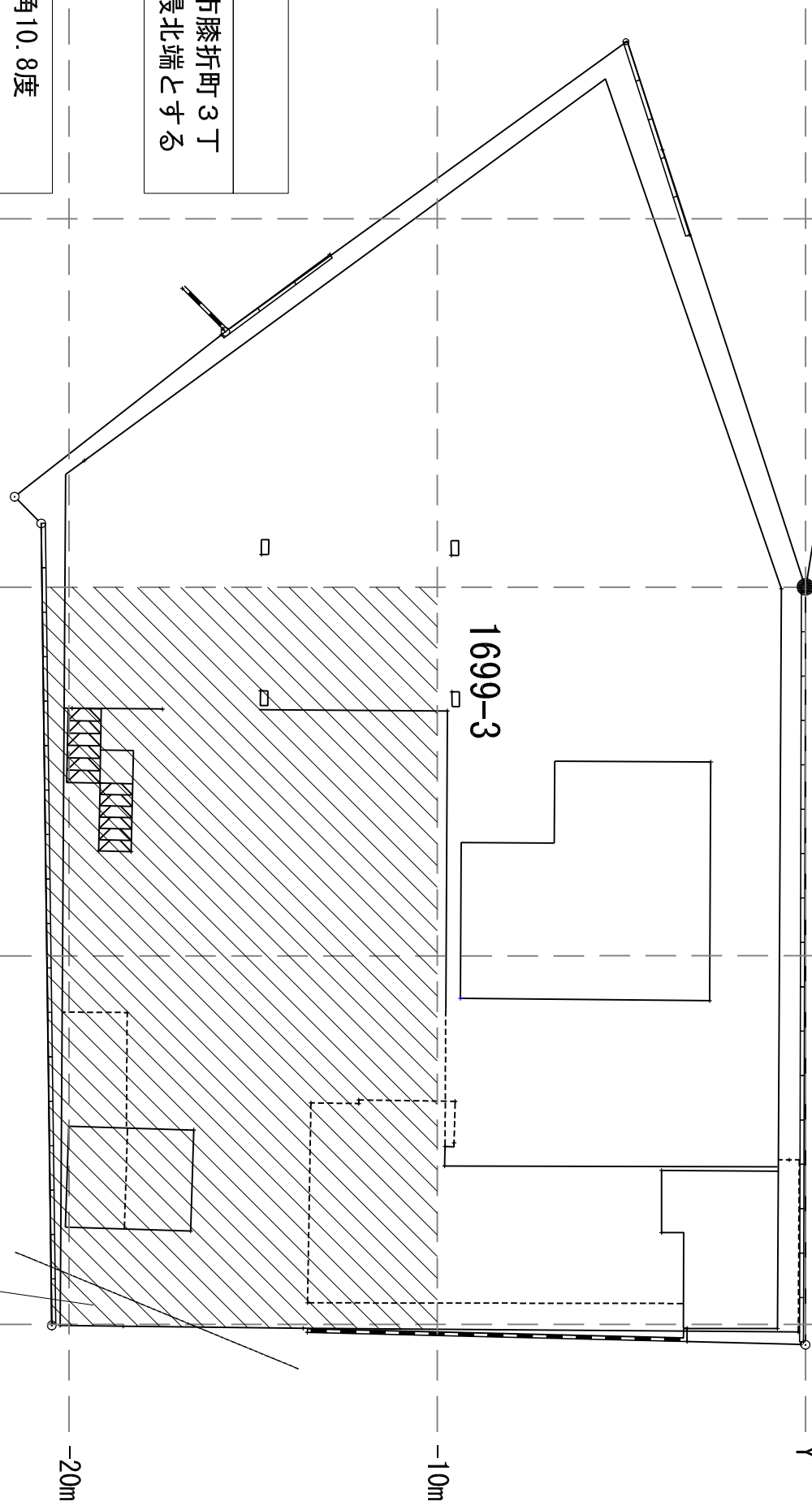
起点

起点は朝霞市膝折町3丁目1699-3の最北端とする

格子の回転角10.8度

起点から東西方向及び南北方向に10m間隔で引いた線により構成された格子を起点を支点に右方向に回転させた角度。

要措置区域



## 告 示

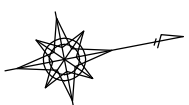
### 埼玉県告示第五百六十二号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域を次のとおり指定する。

平成二十三年五月十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 形質変更時要届出区域として指定する区域  
別図のとおり（埼玉県朝霞市膝折町三丁目千六百九十九番三の一部）
- 二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類  
鉛及びその化合物



-10m

起点

10.8°

10m

20m

Y

X

-10m

1699-3

-20m

1692-4

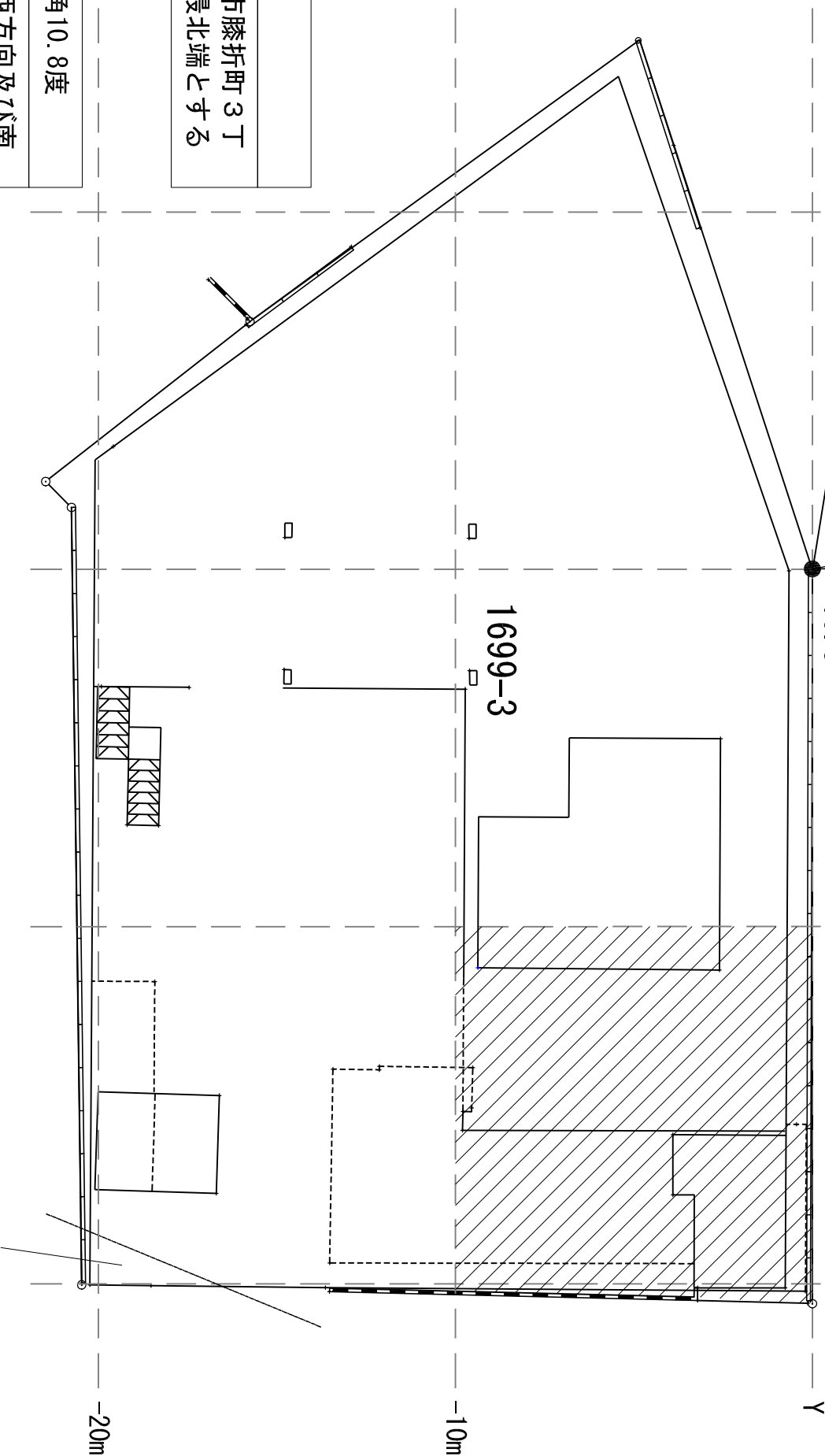
起点

起点は朝霞市膝折町3丁目1699-3の最北端とする

格子の回転角10.8度

起点から東西方向及び南北方向に10m間隔で引いた線により構成された格子を起点を支点に右方向に回転させた角度。

形質変更時要届出区域





# 告 示

埼玉県告示第五百六十二号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十三年五月十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

## 一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地  
アピタ吹上店

埼玉県鴻巣市袋九十番地の一

## ロ 変更の概要

来客が駐車場を利用することができる時間帯

（変更前）午前八時三十分から午後十時三十分

（変更後）午前八時三十分から午後十時

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

（変更前）図面省略 六箇所

（変更後）図面省略 三箇所

## ハ 変更年月日

平成二十三年四月二十六日

## 二 届出年月日

平成二十三年四月二十五日

## 二 縦覧期間

平成二十三年五月十三日から平成二十三年九月十三日まで

## 三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県中央地域振興センター

## 四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

## イ 意見書提出期間

平成二十三年五月十三日から平成二十三年九月十三日まで

## ロ 意見書提出先



# 告示

埼玉県告示第五百六十四号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十三年五月十三日

埼玉県知事 上田清司

## 一 届出の概要等

### イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

アピタ吹上店

埼玉県鴻巣市袋九十番地の一

### ロ 変更の概要

大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

（変更前）住友不動産株式会社 代表取締役 高島準司

（変更後）住友不動産株式会社 代表取締役 小野寺研一

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前）ユニー株式会社 代表取締役 前村哲路

愛知県稲沢市天地五反田町一番地 外 計二四者

（変更後）ユニー株式会社

愛知県稲沢市天地五反田町一番地 外 計二六者

## ハ 変更年月日

平成十六年十月二十六日外

## ニ 届出年月日

平成二十三年四月二十五日

## 二 縦覧期間

平成二十三年五月十三日から平成二十三年九月十三日まで

## 三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県県央地域振興センター

## 四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十三年五月十三日から平成二十三年九月十三日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

# 告 示

埼玉県告示第五百六十五号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十三年五月十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

## 一 届出の概要等

### イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）狭山市駅新商業施設

埼玉県狭山市入間川一丁目二千七百九十二番地の一外

### ロ 変更の概要

大規模小売店舗において小売業を行う者の閉店時刻

（変更前）午後十時

（変更後）午後十一時

来客が駐車場を利用することができる時間帯

（変更前）午前六時三十分から午後十時三十分

（変更後）午前六時三十分から午後十一時三十分

## 八 変更年月日

平成二十三年五月三十一日

## 二 届出年月日

平成二十三年四月二十六日

## 二 縦覧期間

平成二十三年五月十三日から平成二十三年九月十三日まで

## 三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県西部地域振興センター

## 四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

### イ 意見書提出期間

平成二十三年五月十三日から平成二十三年九月十三日まで

### ロ 意見書提出先



# 告示

埼玉県告示第五百六十六号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）附則第五条第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）の規定による届出の概要等について、同法第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十三年五月十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

## 一 届出の概要等

### イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

丸広百貨店入間店

埼玉県入間市豊岡一丁目千八外

### ロ 変更の概要

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

（変更前）午前十時から午後七時三十分

（変更後）午前十時から午後八時

来客が駐車場を利用することができる時間帯

（変更前）午前九時三十分から午後八時

（変更後）午前九時三十分から午後八時三十分

## ハ 変更年月日

平成二十三年五月二十六日

## ニ 届出年月日

平成二十三年四月二十六日

## 二 縦覧期間

平成二十三年五月十三日から平成二十三年九月十三日まで

## 三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県西部地域振興センター

## 四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

## イ 意見書提出期間

平成二十三年五月十三日から平成二十三年九月十三日まで

□ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課



# 告 示

埼玉県告示第五百六十七号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十三年五月十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

## 一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

スーパーセンタートリアル騎西店

埼玉県加須市根古屋六百四十八番地三

## ロ 変更の概要

大規模小売店舗の名称

（変更前）ユニー騎西店

（変更後）スーパーセンタートリアル騎西店

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前）ユニー株式会社 代表取締役 家田美智雄

愛知県名古屋市中村区名駅二丁目四十五番十九号 外 計七者

（変更後）株式会社トリアルカンパニー 代表取締役 永田久男

福岡県福岡市東区多の津一丁目十二番二号

## ハ 変更年月日

平成二十三年三月一日

## ニ 届出年月日

平成二十三年四月十八日

## 二 縦覧期間

平成二十三年五月十三日から平成二十三年九月十三日まで

## 三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県県利根地域振興センター

## 四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十三年五月十三日から平成二十三年九月十三日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

# 告 示

埼玉県告示第五百六十八号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）附則第五条第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）の規定による届出の概要等について、同法第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十三年五月十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

## 一 届出の概要等

### イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

スーパーセンタートリアル騎西店

埼玉県加須市根古屋六百四十八番地三

### ロ 変更の概要

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

（変更前）午前十時から午後八時

（変更後）午前〇時から翌午前〇時

来客が駐車場を利用することができる時間帯

（変更前）午前九時三十分から午後八時三十分

（変更後）午前〇時から翌午前〇時

## ハ 変更年月日

平成二十三年五月二十四日

## ニ 届出年月日

平成二十三年四月十八日

## 二 縦覧期間

平成二十三年五月十三日から平成二十三年九月十三日まで

## 三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県利根地域振興センター

## 四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

## イ 意見書提出期間

平成二十三年五月十三日から平成二十三年九月十三日まで

□ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

# 告 示

埼玉県告示第五百六十九号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十三年五月十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

## 一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ケイヨーデイツー南越谷店

埼玉県越谷市南越谷二丁目二千八百五十三 一外

ロ 大規模小売店舗の設置者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

大規模小売店舗の設置者

善立産業株式会社 代表取締役 星野善吉

埼玉県越谷市南越谷二丁目七番六号

大規模小売店舗において小売業を行う者

株式会社ケイヨー 代表取締役 醍醐茂夫

千葉県千葉市若葉区みつわ台一丁目二十八番一号

ハ 大規模小売店舗の新設をする日

平成二十三年十二月二十七日

ニ 大規模小売店舗の店舗面積の合計

二千四百六十三平方メートル

ホ 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

駐車場の位置及び収容台数

位置 図面省略 収容台数 九九台

駐輪場の位置及び収容台数

位置 図面省略 収容台数 一二八台

荷さばき施設の位置及び面積

位置 図面省略 面積 二八八平方メートル

廃棄物等の保管施設の位置及び容量

位置 図面省略 容量 四五立法メートル

ヘ 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

午前九時から午後八時

来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前八時三十分から午後八時三十分

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

位置 図面省略 出入口の数 三箇所

荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前六時から午後十時

ト 届出年月日

平成二十三年四月二十六日

二 縦覧期間

平成二十三年五月十三日から平成二十三年九月十三日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県東部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十三年五月十三日から平成二十三年九月十三日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

# 告 示

埼玉県告示第五百七十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、唐子南部土地改良区から当該役員に就任した者及び当該役員を退任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があった。

平成二十三年五月十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

## 一 就任

職 名 氏 名 住 所

理 事 岡 野 茂 雄 埼玉県東松山市大字神戸八百九十九番地

## 二 退任

職 名 氏 名 住 所

理 事 大 野 廣 司 埼玉県東松山市大字神戸千九十八番地

# 告 示

埼玉県川越県税事務所長告示第一号

地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第四百四十四条の九第三項の規定により、次のとおり特約業者の指定を取り消した。

平成二十三年五月十三日

埼玉県川越県税事務所長 高橋 貞治

氏名又は名称	代表者の氏名	主たる事務所又は事業所の所在地	指定取消年月日
株式会社 流通	野原 久男	埼玉県東松山市大字石橋九百三十六番地	平成二十三年三月二十八日



## 告 示

埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第二十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十三年五月十三日から三十日間埼玉県県土整備部道路環  
境課及び埼玉県杉戸県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十三年五月十三日

埼玉県杉戸県土整備事務所長 関 口 吉 男

路 線 名	蓮田杉戸線
供 用 開 始 の 区 間	南埼玉郡白岡町大字太田新井字堂ヶ島九三二番七地先から 同郡同町大字太田新井字海老島一三五七番五地先まで
供 用 開 始 の 期 日	平成二十三年五月十六日
備 考	平成二十二年七月十三日付け埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第十四号で告示した迂回路の供用開始である。延長九一・三〇メートル

# 告 示

埼玉県越谷建築安全センター所長告示第千二十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十三年五月十三日

埼玉県越谷建築安全センター所長 橘

裕 子

## 一 許可番号

平成二十三年四月十二日

指令越建セ第二二〇〇四九一号

## 二 検査済証番号

平成二十三年五月九日

越建セ第五八 一号

## 三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県南埼玉郡宮代町字山崎二百七十八番一

## 四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県越谷市大字下間久里一一八六 八五

戸田 陽平

# 告 示

埼玉県収用委員会告示第一号

平成二十三年四月二十七日、土地収用法第四十五条の二の規定により、次のとおり収用の裁決手続開始の決定をしたので公告する。

平成二十三年五月十三日

埼玉県収用委員会会長 佐 世 芳

一 事件番号

埼玉県収用委員会平成二十二年度第五号

二 起業者の名称及び住所

狭山市

狭山市長 仲川幸成

埼玉県狭山市入間川一丁目二三番五号

三 事業の種類

狭山都市計画道路事業三・四・八号新狭山駅南口線

四 裁決手続開始の決定をした土地の所在、地番、地目及び面積

土地の所在 埼玉県狭山市大字東三ツ木字中島

地 番 二〇〇番四

地 目 登記簿 公衆用道路

現 況 公衆用道路

面 積 登記簿 一五平方メートル

実 測 一五・九五平方メートル

裁決手続開始の決定をした土地の面積 二・七五平方メートル

五 土地所有者の氏名及び住所

氏 名 森田進平

住 所 埼玉県狭山市大字堀兼一二六一番地

六 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所、権利の種類  
なし

# 告 示

埼玉県収用委員会告示第二号

平成二十三年四月二十七日、土地収用法第四十五条の二の規定により、次のとおり収用の裁決手続開始の決定をしたので公告する。

平成二十三年五月十三日

埼玉県収用委員会会長 佐 世 芳

## 一 事件番号

埼玉県収用委員会平成二十二年度第七号

## 二 起業者の名称及び住所

狭山市

狭山市長 仲川幸成

埼玉県狭山市入間川一丁目二三番五号

## 三 事業の種類

狭山都市計画道路事業三・四・八号新狭山駅南口線

## 四 裁決手続開始の決定をした土地の所在、地番、地目及び面積

土地の所在 埼玉県狭山市大字東三ツ木字中島

地 番 二〇〇番六

地 目 登記簿 畑

現 況 宅地

面 積 登記簿 一四二平方メートル

実 測 一四五・〇五平方メートル

裁決手続開始の決定をした土地の面積 二八・三七平方メートル

## 五 土地所有者の氏名及び住所

氏 名 森田進平（持分一〇〇分の四六）

住 所 埼玉県狭山市大字堀兼一二六一番地

氏 名 森田満平（持分一〇〇分の一八）

住 所 埼玉県狭山市大字堀兼一二六一番地

氏 名 森田依見子（持分一〇〇分の一八）

住 所 埼玉県狭山市大字堀兼一二六一番地

氏 名 森田泰平（持分一〇〇分の一八）

住 所 埼玉県狭山市大字堀兼一二六一番地

## 六 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所、権利の種類

氏 名 東京電力株式会社 埼玉支店

住	所	川越支社長 坂口俊昭
権利の種類		埼玉県川越市三久保町一七番地四
氏名		貸借権及び使用借権
住	所	東日本電信電話株式会社
権利の種類		埼玉支店長 佐藤謙一
氏名		埼玉県さいたま市浦和区常盤五丁目八番一七号
住	所	使用借権
権利の種類		狭山ケーブルテレビ株式会社
氏名		代表取締役 清水武信
住	所	埼玉県狭山市富士見二丁目四番五号
権利の種類		使用借権